

大阪中央労働基準監督署発表
令和8年2月27日（金）

令和8年2月27日

【照会先】

大阪中央労働基準監督署

（電話）

06-7669-8726

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（車両系建設機械の接触防止措置を講じなかった疑い）

令和8年2月27日、大阪中央労働基準監督署（署長 わたなべかずみ 渡邊和美）は、株式会社豊島基礎及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

（1）株式会社豊島基礎 とよしまきそ（以下「被疑会社」という。）

本社所在地 大阪市城東区新喜多東

事業内容 杭工事業

（2）同社現場責任者A（以下「被疑者A」という。）

2 違反条文

被疑会社及び被疑者Aについて、

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

同法第27条第1項

労働安全衛生規則第158条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは被疑会社の現場責任者として同社が請負った杭工事における安全管理全般を担当している者ですが、同人は、車両系建設機械であるアースドリルを用いて地盤掘削作業を行うにあたり、誘導者を配置しないで、同機械の前方旋回範囲内に被災者を作業のため立ち入らせた疑いがあるものです。

4 参考事項

（1）令和7年7月31日、大阪府中央区のマンション新築工事現場で、掘削箇所付近で注水作業及び掘削土砂の排出作業を行っていた被疑会社の労働者Bが、アースドリルの運転席とキャタピラーの間に挟まれ、同人が死亡するという労働災害が発生している。

（2）適用法条文は別紙のとおり。

適用法条文

労働安全衛生法（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、（・・・中略・・・）の規定に違反した者

（両罰規定）

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（抄）

（接触の防止）

第一百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。